

桂川町告示第88号

令和3年第2回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年5月25日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和3年6月8日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

原中 政廣君

林 英明君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

下川 康弘君

竹本 慶吉君

青柳 久善君

○6月15日に応招した議員

○6月16日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和3年6月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
(1) 教育環境整備について
- 日程第5 議会広報委員長報告
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第3号 桂川町監査委員の選任
- 日程第7 承認第3号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 承認第4号 桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 承認第5号 令和2年度桂川町一般会計補正予算(専決第8号)
- 日程第10 承認第6号 令和2年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第11 承認第7号 令和2年度桂川町土地取得特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第12 承認第8号 令和2年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(専決第2号)
- 日程第13 承認第9号 令和2年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第14 承認第10号 令和2年度桂川町水道事業会計補正予算(専決第2号)
- 日程第15 議案第21号 桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第16 議案第22号 令和3年度桂川町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第23号 令和3年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 報告第2号 町営住宅建物明け渡し等に係る訴えの提起
- 日程第19 報告第3号 令和2年度桂川町継続費繰越計算書
- 日程第20 報告第4号 令和2年度桂川町繰越明許費繰越計算書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
(1) 教育環境整備について
- 日程第5 議会広報委員長報告
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第3号 桂川町監査委員の選任
- 日程第7 承認第3号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 承認第4号 桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 承認第5号 令和2年度桂川町一般会計補正予算(専決第8号)
- 日程第10 承認第6号 令和2年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第11 承認第7号 令和2年度桂川町土地取得特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第12 承認第8号 令和2年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(専決第2号)
- 日程第13 承認第9号 令和2年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第14 承認第10号 令和2年度桂川町水道事業会計補正予算(専決第2号)
- 日程第15 議案第21号 桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第16 議案第22号 令和3年度桂川町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第23号 令和3年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 報告第2号 町営住宅建物明け渡し等に係る訴えの提起
- 日程第19 報告第3号 令和2年度桂川町継続費繰越計算書
- 日程第20 報告第4号 令和2年度桂川町繰越明許費繰越計算書

出席議員(10名)

1番 原中 政廣君	2番 林 英明君
3番 柴田 正彦君	4番 杉村 明彦君
5番 大塚 和佳君	6番 吉川紀代子君
7番 北原 裕丈君	8番 下川 康弘君
9番 竹本 慶吉君	10番 青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
住民課長兼会計管理者	北原 義識君	税務課長	秦 俊一君
保険環境課長	永松 俊英君	健康福祉課長	川野 寛明君
産業振興課長	小金丸卓哉君	子育て支援課長	江藤 栄次君
水道課長	山本 博君	学校教育課長	平井登志子君
社会教育課長	原田 紀昭君	王塚装飾古墳館長	尾園 晃君
社会教育課長補佐	吉貝 英貴君		

午前10時00分開会

○議長（原中 政廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和3年第2回桂川町議会定例会を開会します。
これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（原中 政廣君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、杉村明彦君、5番、大塚和佳君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（原中 政廣君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月16日までの9日間に決定しました。

これより、町長に行政報告及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

今年の梅雨入りは統計開始以来2番目に早く、今後の気象情報等に注意しながら災害等の発生を警戒する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症は、いわゆる変異株が猛威を振るう中で全国的な感染拡大を招き、主要都市圏を中心に3回目の緊急事態宣言が発出されています。福岡県も対象地域に指定され、現在も継続中であります。国民の命と暮らしを守るため、一日も早い終息を念願するところでございます。

さて、本日は、令和3年第2回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私ともに大変お忙しい中にもかかわらず、御出席を頂き、心から感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告及び本日御提案します議案等の提案理由について御説明いたします。

初めに、近年、地震や台風、集中豪雨等による災害が各地で発生し、防災・減災に対する取組の強化が重要な課題になっています。こうした中、災害対策基本法が改正され、これまでの警戒レベルの設定が変更されました。レベル1は最新情報に注意、レベル2は避難方法の確認、レベル3は高齢者等避難、レベル4は避難指示、レベル5は緊急安全確保の5段階に分類され、レベル1と2は気象庁が発表し、レベル3以上は当該市町村が発令するものです。

このことにより、これまでの「避難勧告」という表現がなくなり「避難指示」に一本化されましたので、レベル4の避難指示の段階までに危険な場所からの避難をしていただくこととなります。発令に当たりましては状況に応じた対策が必要であり、町民の皆様が安全に避難できるよう、避難情報等について適切な周知を行ってまいります。

次に、桂川駅自由通路につきましては、本年3月21日に開通式を行い、議員の皆様にご出席を頂き感謝申し上げます。駅南側からの乗降利用が開始されるとともに、町営駐車場及び駐輪場においても通勤・通学等に御利用いただいているところです。

また、桂川駅南側駐車場については、一時利用を4月1日から、月極利用を5月1日から開始しましたが、コロナ禍の影響が大きく、利用者数は低迷しています。コロナウイルスの早期終息に努めるとともに、地域の活性化に向けて努力・研さんする必要があると考えています。

次に、ゆのうら体験の杜については、コロナウイルス緊急事態宣言に伴う休館や利用制限等により利用件数が減少していますが、キャンプサイトは、週末の宿泊を中心に好評を得ているとこ

ろです。福岡市や北九州市などの都市圏からの利用が多くなっており、リピーターの定着や新規利用者の増加、ひいては関係人口の拡大を目指して取り組んでまいります。

次に、県道豆田稲築線（九郎丸工区）、いわゆる町役場横から国道200号までの道路改良工事につきましては、現在、路線測量及び設計が完了し、用地の測量及び家屋調査に着手しています。関係者の皆様の御理解と御協力を頂き、令和9年度の完成を目指して事業が進められているところです。

次に、町営住宅二反田団地B棟建築工事につきましては、現在、建築確認申請を行っているところです。手続が完了次第、工事発注に取り組んでいきたいと考えています。

次に、町営住宅使用料の長期滞納者に対し、町営住宅建物明渡し等に係る訴えの提起を4月30日付で専決処分しました。本町において町営住宅使用料に関する訴えの提起を起こすのは初めての案件になりますが、改善の見通しが立たないことから実施に踏み切ったものでございます。

次に、本町の新型コロナウイルス感染者の状況についてですが、3月までの罹患者数は12名でしたが、ゴールデンウィークに入り急激に増加し、その後も新たな感染者が公表されているところです。6月7日現在の合計数は47人です。

コロナウイルス対策として期待が大きいワクチンの接種については、65歳以上の方を対象とした集団接種を5月9日から開始し、計画的に実施しているところです。

また、6月7日、昨日から各医療機関による個別接種が開始されました。7月末までに65歳以上の希望される方への接種を完了するよう国からも強い要請を受けています。本町としまして、近隣の飯塚市、嘉麻市、飯塚医師会との連携を図り、まず65歳以上の接種完了に向けて積極的に取り組んでまいります。

なお、感染症の拡大防止のための3密回避やマスクの着用、手洗い・消毒の励行等は、引き続き取り組んでいく必要があります。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る本町の緊急支援対策事業等の主な内容について報告します。

まず、国の特別定額給付金の基準日以降、本年4月1日までに生まれた新生児に10万円を支給する「新生児に対する特別定額給付金事業」の5月末までの給付人数は73人であります。

次に、国の「子育て世帯生活支援特別給付金」として、低所得の子育て世帯の児童1人当たり5万円を給付することになりましたので、関係予算を追加計上しています。

また、コロナ禍の中、医療に従事される方に感謝と応援の気持ちを込めて支給します「医療機関従事者等応援金」を補正計上しています。支給の対象は、町内の医療機関で医療に従事される方や職員並びに町内に居住する医療従事者や職員の方です。

次に、感染拡大防止協力事業者応援事業、つまり、飲食店等の協力事業者1件当たり20万円

を支給する事業は14件の申請、住宅改修特別促進事業は31件の申請を受け付けているところ
です。

また、プレミアム付き商品券の発行については、商工会と協議し、購買意欲の喚起及び地元商
工業者の支援のためにプレミアム率30%を設定して1万冊を発行する計画です。このことによ
り、総額1億3,000万円の流通が期待されます。

なお、今回は町内の中小店の利用促進を図るために中小店限定券を発行し、全体の使用期間を
7月15日から来年1月14日までとしています。

次に、大学生等応援給付金については、4月26日から受付を行い、5月末現在では149人
の申請があり、支給決定後、順次指定の口座に振込を行っています。

そのほか、新型コロナウイルスに係る緊急支援対策事業等については、状況に応じて柔軟で適
切な対応をしていきたいと考えています。

次に、福岡県介護保険広域連合の第8期事業計画が策定され、本町の令和3年度から5年度ま
での介護保険料はBグループに決定しました。

しかしながら、Bグループの中でも、高齢者1人当たりの給付費が最も高い位置にあり、介護
予防事業や健康診査等の取組の充実・強化を図る必要があると考えています。

次に、ふくおか県央環境広域施設組合で取り組んでいます施設の再編整備計画については、新
清掃工場の建設を目指し、検討・協議を進めています。現在のスケジュールでは、圏域内の公有
地の中から候補地を抽出し、本年の11月末までに候補地の絞り込みを行う予定です。

次に、桂川中学校の横にあります農業用「七浦ため池」は、老朽化により斜樋管等が破損する
とともに、波受けブロックの崩壊など、ため池としての機能が損なわれています。このため、た
め池機能の回復と災害防止を目的とした改修工事について県と協議を行い、県営事業として取り
組んでいただくよう要請しています。

まず、今年度は調査を行い、その結果に基づき事業計画を策定し、令和4年度に国の審査を受
け、令和5年度以降に事業に着手する予定です。このため、受益地の水を確保するための応急措
置として揚水ポンプを設置し、運用しているところです。

次に、保育所民営化の取組については、多様化する子育てニーズへの対応、保育施設の環境改
善、保育士確保、待機児童解消等のために民間活力の導入を図り、国の有利な交付金を活用する
ことが最善の策であることから、公立保育所の民営化を推進しているところです。

本件については、子ども・子育て会議で意見を頂き、幼児教育・保育施設再編計画検討委員会
で検討・協議を行い、民営化の対象を吉隈保育所とし、令和4年4月からの移管を進めています。

これまでの主な取組としましては、公立保育所の民営化及び運用変更等に関する基本方針を示
した桂川町保育事業整備計画についてパブリックコメントを行うとともに、吉隈保育所児童の保

護者を対象に民営化に関する説明会を開催し、趣旨や今後のスケジュール等の説明を行ったところです。また、土師、吉限保育所の会計年度任用職員に民営化の趣旨を説明するとともに、就労意向調査を行いました。

移管先の事業者募集については、ホームページに募集要項を掲載し、6月21日から30日までの間、実施いたします。移管先事業者が決定すれば、9月定例会に民営化に関する議案を上程したいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

次に、水道事業につきましては、桂川町、飯塚市、嘉麻市、並びに直鞍地区の2市2町との間で水道事業に係る災害等相互応援に関する協定を締結しました。

このことにより、地震や風水害における自然災害や水道事故等により被害を受けた場合、速やかな給水能力の回復を目指し、相互に応援活動が行えるようになりました。

次に、5月12日に予定していましたオリンピックの聖火リレーは、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、中止の申入れをしました。福岡県全域が緊急事態宣言の対象になったことから、県内の聖火リレーは、平和台陸上競技場と関門海峡ミュージアムイベント広場での点火セレモニーに変更されたところです。

次に、予算につきましては、専決処分による令和2年度補正予算の承認6件と、令和3年度補正予算の議案2件を提案しています。

まず、令和3年3月31日に専決処分しました承認第5号から承認第10号の補正予算については、各会計の決算を見込んだ整理が主なものです。

このうち、承認第5号令和2年度一般会計補正予算（専決第8号）は、補正額2億1,668万3,000円を減額し、予算の総額を80億7,926万8,000円と定めたものです。歳入が歳出を上回りましたので、基金積立金及び繰入金において調整しています。具体的には、歳出側で減債基金に2,500万円、教育・保育施設整備基金に2,000万円を積み立て、歳入側で財政調整基金繰入金を1億1,700万円、公共事業整備基金繰入金を5,580万円減額したものです。

今回の補正予算を通じて、町の財政状況を考察しますと、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく影響したものと考えています。

本町の場合、町民税のうち法人・現年課税分が歳入全体に占める割合が比較的低いため、直接的な影響は少なかったものの、企業・経済活動の停滞等により、町民税の個人・現年課税分や地方消費税交付金が大幅減になります。

また、行政・地域活動の中止、縮小等により、関連予算が軒並み減額となる一方、ふるさと応援寄附金は大幅な増加になりました。また、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍により顕在化した様々な課題に対し、町として必要な対策を実施してま

いりました。

全体としましては、過去に経験したことのない厳しい状況にありながらも、財政調整基金を取り崩すことなく、減債基金や教育・保育施設整備基金を積み増すことができたことは幸いだと考えています。

次に、議案第22号令和3年度一般会計補正予算（第2号）は補正額4,843万5,000円を追加し、予算の総額を59億9,710万4,000円に定めようとするものです。

補正の主な内容は、歳入では、15款国庫支出金において、国の子育て世帯生活支援特別給付金に係る補助金やコロナウイルス感染症対策に係る学校保健特別対策事業費国庫補助金を追加計上しています。

16款県支出金では、畜産振興総合対策事業費県補助金やブロック塀等撤去促進事業に係る補助金を追加計上しています。

一方、歳出では、3款民生費において、コロナウイルス感染者数が増加傾向にあるため、罹患者見舞金を追加するとともに、吉隈保育所民営化選定委員会に係る経費や、子育て世帯生活支援特別給付金を追加計上しています。

次に、4款衛生費では、コロナウイルス感染症対策事業として医療機関従事者等応援金を追加計上するとともに、6款農林水産業費では、畜産競争力強化対策事業補助金や森林所有者意向調査委託料を追加計上しています。

8款土木費では、ブロック塀等撤去費補助金を、10款教育費では、学校保健特別対策事業費国庫補助金を財源とする小・中学校の備品購入費や教育補助金、また、タブレット端末に係る学習支援ソフトの関連経費を追加計上しています。

以上が令和3年度一般会計補正（第2号）の主な内容でございます。

なお、去る5月31日の出納整理期間を終え、令和2年度一般会計の繰越額として3億5,580万2,000円が見込まれます。このうち、令和3年度への繰越事業に充当する577万4,000円を除く純繰越額は、3億5,002万8,000円です。

繰越金については、当初予算に6,000万円を計上していましたが、決定額との差は2億9,002万8,000円となります。次の補正予算に計上しますので、よろしく願いいたします。

なお、本日御提案します議案は、桂川町監査委員の選任に関する同意案件が1件、専決処分の承認が8件、条例の改正に関するものが1件、令和3年度補正予算が2件、報告が3件の計15件であります。

人事案件につきましては、私から、その他の議案等につきましては、担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、行政報告及び提案理由の説明

とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3. 総務経済建設委員長報告

○議長（原中 政廣君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

3月議会定例会を終え、本議会まで、延べ4回の委員会を開催いたしました。

桂川駅自由通路については、3月21日に開通し、桂川駅を南北両側から利用できるようになりました。バリアフリー化により、高齢者の方でも利用しやすいよう、整備がなされております。

現在、仮設宿等の撤去工事を行っており、7月からは、元の渡り通路として使っていた古い跨線橋は撤去されます。工事全般については、9月末完了予定で進められております。

課題として、国道200号線から桂川駅南側への道路入り口が分かりづらいということで、国道200号線との交差点付近において案内標識の設置を指摘しており、国道200号線管理者である飯塚県土整備事務所と協議を行っているところです。

次に、道路や橋梁の維持管理等についてですが、舗装工事を主に、14か所の改修工事が予定されております。整備費の経済性を考慮し、部分的な舗装の補修や排水路改良などの工事が予定されています。

直近1年間の各行政区長からの要望も14か所提出されており、舗装整備や道路の視認性を確保するために、道路沿いの草刈り、カーブミラー設置等要望がなされております。

今後、緊急かつ重要な箇所を調査・検討しながら道路の改善に努めたいと考えております。したがって、引き続き閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたことの申し出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（原中 政廣君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました教育環境整備についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会に付託されています教育環境整備について、当委員会の審査の結果を報告します。

3月定例会後、4回の委員会を開催しました。

今回は、新型コロナウイルス感染症対応交付金を活用して実施された2か所を視察しました。

1か所目は、土師保育所の視察。新型コロナウイルス感染症対策のために教室には入れませんでしたが、建て直された倉庫を見ました。従来の倉庫は古い木造で薄暗く、雨のときは水が流れ込んで困っていましたが、プレハブとなり、光も入り、使いやすくなっていました。

2か所目は、総合福祉センター「ひまわりの里」の光庭、「光」の「庭」、「光庭」を訪ねました。文字どおり、光あふれる庭となり、子供たちが楽しく過ごすことができる施設となっています。

緊急事態解除後には、保育所、幼稚園、小学校、中学校を訪ね、コロナ禍での子供たちの状況や、施設の状況をお尋ねしたいと考えています。つきましては、教育環境整備について、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として、継続してすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、教育環境整備については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（原中 政廣君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。林委員長。

○議会広報委員長（林 英明君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

3月定例会後、3回の委員会を開催しております。

この間、議会広報の編集・発行について協議を行い、本年4月30日に第33号を発行いたしました。

当委員会では、引き続き「桂川議会だより第34号」を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、同意1件、承認8件、議案3件、報告3件であります。このうち、同意第3号及び承認第3号から第10号までは、本日即決していただき、議案第21号から第23号までは、本日、質疑を受けた後に、各常任委員会に付託いたします。6月9日、10日、14日の3日間で審議をしていただき、6月16日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

日程第6. 同意第3号

○議長（原中 政廣君） 同意第3号桂川町監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第3号桂川町監査委員の選任について御説明申し上げます。

本件は、桂川町監査委員を選任することについて、地方自治法第196条の規定により議会の

同意を求めるものであります。

現在、本町の監査委員として務めていただいております武井秀樹氏の任期が令和3年6月22日をもって満了いたしますので、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものでございます。

武井氏の住所は、桂川町大字土師28番地241で、昭和25年7月18日生まれの70歳でございます。

略歴につきましては、次のページに資料として添付いたしておりますので、参考にしていただきたいと思います。

武井氏は、昭和48年3月に九州産業大学を卒業され、昭和49年6月に桂川町役場に就職。社会教育課長、健康づくり課長、総務課長、会計管理者を歴任され、平成23年3月に定年により退職されています。その後、平成25年6月23日から本町の監査委員として務めていただき、現在2期目でございます。

武井氏は、性格は温厚、実直で、人望が厚く、責任感が強い方であります。また、長年桂川町職員として勤務されてきた中で、住民の皆さんとのコミュニケーションを大切にされるとともに、地方自治に対する関心が高く、会計、財政業務にも精通され、何事にも熱心に取り組まれる方あります。

武井氏は、これまで培われた豊富な経験と卓越した識見を生かされ、監査委員としての任務に的確に対応できる方であり、本町の発展のために御活躍いただけるものと確信いたしておりますので、議員各位の御理解を頂き、御同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をしたりすることのないように御注意を願います。

それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号桂川町監査委員の選任について同意を求める件を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番、竹本慶吉君、10番、青柳久善君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載をお願いします。白票及び賛否の明らかでない投票は否とみなし、反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（原中 政廣君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（原中 政廣君） ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、記載台で記入の上、順番に投票願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

2番 林 英明議員	3番 柴田 正彦議員
4番 杉村 明彦議員	5番 大塚 和佳議員
6番 吉川紀代子議員	7番 北原 裕丈議員
8番 下川 康弘議員	9番 竹本 慶吉議員
10番 青柳 久善議員	

○議長（原中 政廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

竹本慶吉君、青柳久善君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（原中 政廣君） 投票の結果報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票0。有効投票のうち賛成8、反対1。

以上のとおり、賛成多数であります。したがって、同意第3号桂川町監査委員の選任について

は同意することに決定しました。

会場の出入口を開いてください。

〔議場開鎖〕

○議長（原中 政廣君） ただいま桂川町監査委員として選任同意を受けられました武井秀樹さんから御挨拶を受けたいと思います。

○監査委員（武井 秀樹君） ただいま監査委員に御推挙いただきました武井でございます。

今、改めまして責任の重さを痛感しているところでございます。これまでの経験を生かしながら、微力ではございますが、誠心誠意務めてまいりたいと思っております。

議員の皆様方には、今後ともこれまで同様の御助力を頂きましたら幸いに存じます。どうぞ、よろしく願いいたします。（拍手）

日程第7. 承認第3号

○議長（原中 政廣君） 承認第3号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。秦税務課長。

○税務課長（秦 俊一君） 議案書5ページをお願いいたします。承認第3号について御説明申し上げます。

本承認は、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

改正の理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症に感染するなど、一定の要件を満たした被保険者に対する軽減措置として、国民健康保険税の減免について令和3年度においても引き続き措置することに伴い、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月25日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

改正内容については6ページ、新旧対照表を7ページに記載しております。

議案書の6ページをお願いいたします。改正内容について御説明申し上げます。

昨年、令和2年2月1日から令和3年3月31日まで、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に対し、減免措置を講じる条例を制定しましたが、今年度令和3年4月1日から令和4年3月31日までにおいても、引き続き減免措置をすることに伴い、期日の改正をするものです。附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろ

しくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決します。お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第8. 承認第4号

○議長（原中 政廣君） 承認第4号桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。秦税務課長。

○税務課長（秦 俊一君） 議案書8ページをお願いします。承認第4号について御説明申し上げます。

本承認は、桂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分でございます。

改正の理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、桂川町税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、9ページから19ページまで、新旧対照表を20ページから35ページに記載しております。

議案書の9ページをお願いいたします。主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

1点目は、個人住民税の非課税限度額等における、国外居住親族の取扱いの見直しでございます。国外に居住する親族については、国外源泉所得を含めず所得要件を判定していますが、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも控除の対象とされている課題があることを踏まえ、所得の少ない親族の扶養による担税力の調整をするため、当初、年齢16歳以上29歳以下、70歳以上を控除の対象とされていましたが、今回控除の対象外であった30歳以上70歳未満の方において、留学により国内に住所及び居住を有しなくなった者、障害者控除を受けている者、生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者に限り、扶養控除の対象とするものです。

次に、固定資産税に関わる令和3年度における特別措置でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動や国民生活の全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から地価上昇により税額が増加する場合で、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する場合について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものです。

次に、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9か月延長するものです。

前年の新型コロナウイルス緊急経済対策により、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間環境性能割を課さないよう改正したものを、さらに9か月延長し、令和3年12月31日までにしようとするものです。

次に、軽自動車税の特例についてでございます。

軽自動車税減税の期間を電気自動車等、燃費の性能、環境によい車を対象に、令和5年3月31日までの2年間延長するものです。乗用の営業用のもので電気自動車、天然ガス自動車については75%の軽減、2030年度基準90%達成車は50%軽減、2030年度基準70%達成車は25%軽減となります。また、貨物車の営業用、自家用のもので電気自動車、天然ガス自動車については75%軽減となります。

以上が、主な改正の内容でございます。その他、関係法令の改正に伴い、本条例の条文の整備を行っております。

16ページをお願いします。附則といたしまして、施行期日でございますが、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。ただし、改正規定の内容によりまして、別に期日を定めております。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第9. 承認第5号

○議長（原中 政廣君） 承認第5号令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第8号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書36ページ、承認第5号令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第8号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

戻っていただいて、青い予算書のファイルの①、予算書をお願いいたします。こちらの補正予算書の2ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,668万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億7,926万8,000円に定めたものでございます。

7ページをお開きください。第2表繰越明許費補正でございます。4款1項保健衛生費の高齢者等PCR等検査事業89万1,000円につきましては、事業期間の延長により、6款1項農業費のため池ハザードマップ作成事業400万円につきましては、関係者との協議に不測の日数を要したことに伴う工期延長により、繰越明許費に追加するものでございます。4款1項保健衛生費の新型コロナワクチン接種体制確保事業につきましては、専決第6号補正予算で繰越明許費に設定し、国から100%の補助を受けて実施しているところでございますが、先般、国庫補助金の繰越可能額が増額されましたため、本町の予算執行状況を勘案し、繰越限度額を2,062万

6,000円から2,209万5,000円に増額変更するものでございます。

次に、8ページ第3表地方債補正では、公共事業等債ほか8事業債につきまして、起債予定額にて限度額の整理を行っております。

12ページをお開きください。ここから歳入について御説明いたします。

1款1項町民税3,415万3,000円の減、13ページ2項固定資産税360万9,000円の追加、14ページ3項軽自動車税2万9,000円の追加は、決算見込みによるものでございます。

次に、15ページ4項町たばこ税1,017万1,000円の追加、16ページ2款1項自動車重量譲与税3万2,000円の追加、17ページ2項地方揮発油譲与税76万円9,000円の減、18ページ3項森林環境譲与税2,000円の減、19ページ3款利子割交付金264万4,000円の減、20ページ4款配当割交付金35万7,000円の減、21ページ5款株式等譲渡所得割交付金286万8,000円の追加、22ページ6款法人事業税交付金180万3,000円の追加、23ページ7款地方消費税交付金1,429万2,000円の減、24ページ8款ゴルフ場利用税交付金45万5,000円の減、25ページ9款環境性能割交付金32万4,000円の減は、全て決定によるものでございます。

次に、26ページ11款地方交付税は1億3,698万1,000円の追加でございます。このうち、普通交付税につきましては財源調整、特別交付税につきましては決定により追加計上しております。

次に、27ページ14款1項使用料471万6,000円の減、28ページ2項手数料47万1,000円の減は、各種施設使用料、事務手数料の決算見込みによるものでございます。

次に、29ページ15款1項国庫負担金1,079万2,000円の減、30ページ2項国庫補助金4,282万1,000円の減、32ページ16款1項県負担金263万7,000円の減、33ページ2項県補助金2,702万1,000円の減、35ページ3款県委託金65万2,000円の増につきましては、各種負担金、補助金等の決定及び決定見込みによるものでございます。

次に、36ページ17款2項財産売払収入905万5,000円の追加は、旭ヶ丘団地売払収入の決定によるものでございます。

次に、37ページ18款1項寄附金900万円の減は、ふるさと応援寄附金の決算見込みによるものでございます。

次に、38ページ19款1項基金繰入金は、1億7,280万円の減でございます。今回の補正において、歳入が歳出を上回りましたので、財政調整基金繰入金につきましては皆減、公共事業整備基金繰入金につきましては桂川駅周辺整備工事費充当分以外を減額計上しております。

39ページ2項特別会計繰入金192万6,000円の追加は、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金の決算見込みによるものでございます。

次に、40ページ21款1項延滞金、加算金及び過料133万2,000円の追加は町税延滞金の決算見込みによるもの。41ページ4項雑入46万円の減は、新市町村振興ハロウィンジャンボ宝くじ交付金の決定によるものでございます。

次の42ページ22款1項町債6,142万7,000円の減は、各事業債を起債予定額にて整理したものでございます。このうち、6目2節学校教育施設等整備事業債6,600万円の減と43ページ3節防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債6,600万円の増は、桂川小学校校舎体育館外壁等改修事業に係る起債の事業区分の変更により、同額が増減しているものでございます。

次の44ページから歳出でございます。1款1項議会費121万4,000円の減は、特別旅費、常任委員会調査研修旅費の皆減でございます。

次に、45ページ2款1項総務管理費2,479万2,000円追加の主なものは、3目財政管理費におきまして、今回の補正で歳入が歳出を上回りましたので、教育保育施設整備基金積立金を2,000万円、減債基金積立金を2,500万円追加計上しております。公共事業整備基金積立金は、歳入で申しました住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金192万6,000円を全額積み立てるものでございます。47ページ2項徴税费53万円の減、48ページ3項戸籍住民基本台帳費274万2,000円の減、49ページ6項監査委員費21万7,000円の減は、決算見込みによるものでございます。

次に、50ページ3款1項社会福祉費3,466万1,000円減額の主なものは、4目重度障害者医療費及び5目子供医療費の医療補助費の決算見込みによる減額計上。51ページ2項児童福祉費816万5,000円の減、52ページ4項同和対策費60万6,000円の減は決算見込みによるものでございます。

次に、53ページ4款1項保健衛生費333万2,000円の減は決算見込みによるもの。54ページ2項清掃総務費368万6,000円の減は、福岡県央環境広域施設組合負担金の決定によるものでございます。

次に、55ページ5款2項労働諸費239万2,000円の減は、若年者専修学校等技能習得資金貸与金の皆減でございます。

次に、56ページ6款1項農業費516万4,000円の減は、決算見込みによるもの。57ページ2項林業費27万2,000円の追加は、主に森林環境整備基金積立金39万7,000円の追加によるものでございます。令和2年度に受け入れました森林環境譲与税186万6,000円と、これを財源として実施しました森林所有者意向調査委託料146万

9,000円との差額39万7,000円を積み立てるものでございます。

次に、58ページ7款1項商工費109万3,000円の減は、商工祭助成金の皆減でございます。

次に、59ページ8款1項土木管理費371万4,000円の減は、決算見込みによるもの。60ページ2項道路橋梁費1,818万5,000円の減は、主に3目道路橋梁新設改良費の道路橋梁新設改良工事1,000万円の減額計上によるもの。61ページ3項都市計画費7,734万円の減は、主に5目都市再生事業費の桂川駅周辺整備工事7,362万円5,000円の減額計上によるもの。62ページ4項住宅費1,178万4,000円の減は、主に2目住宅建設費の町営住宅二反田団地建替関連経費の減額計上によるものでございます。

次に、63ページ10款2項桂川小学校費1,345万2,000円の減、64ページ3項桂川東小学校費141万円の減、65ページ4項桂川小学校費1,614万円の減は、主に少人数指導教育職員人件費の決算見込みによる減額計上。66ページ6項学校給食費429万2,000円の減、67ページ7項社会教育費795万2,000円の減、69ページ8項保健体育費514万円7,000円の減は、決算見込みによるものでございます。

次に、70ページ11款2項農林水産業施設災害復旧費1,157万4,000円の減、71ページ3項公共土木施設災害復旧費687万7,000円の減は、主に工事請負費の減額によるもの。次の12款1項公債費7万8,000円の減は、地方債繰上償還補償金の決定によるものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） ここで暫時休憩といたします。再開は11時25分より再開いたします。暫時休憩。

午前11時11分休憩

午前11時25分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 7ページですね、繰越明許費補正で、ため池ハザードマップ作成事業400万計上されてありますが、2点ほど質問いたします。

まず、ため池ハザードマップとは、どのように利用されていくのでしょうか。2点目に、桂川町のハザードマップとリンクしていくのでしょうか。この2点、お願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

まず、ハザードマップの目的でございますが、これにつきましては、ため池が満水になって、地震が起きました。そのときに堤体が損傷したときに、その水がどのような広がりを見せるかという地図を描きまして、その地図を基に、その危険区域にある方たちにつきましては、即危険区域から避難してくださいと、そういうものに使ってまいります。

2つ目の桂川町全体のハザードマップとの関わりにつきましては、まだ今のところため池のハザードマップ単体でしておりますので、今後協議して検討していきたいと思っております。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。——ほかに。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） この案件に対して、私は反対をしたいと思います。

この案件には、マイナンバーカード事務費と、それから同和予算が計上されております。そのことによって、私はこの案件に反対をいたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより承認第5号を採決します。起立により採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、承認第5号令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第8号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第10. 承認第6号

○議長（原中 政廣君） 承認第6号令和2年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。秦税務課長。

○税務課長（秦 俊一君） 承認第6号について御説明申し上げます。

議案書37ページをお願いします。

本承認は、令和2年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）についてでございます。

本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書にて御説明いたします。

補正予算書2ページをお願いいたします。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303万8,000円にするものでございます。

7ページをお願いします。歳入でございます。

1款県支出金1項1目住宅新築資金等貸付事業県補助金6,000円の増額は、決定によるものです。

8ページをお願いします。

2款事業収入1項1目住宅改修資金貸付金元利収入2万7,000円の増額、2目住宅新築資金貸付金元利収入10万円の増額、3目宅地取得資金貸付金元利収入12万9,000円の増額、9ページ、2項1目県住宅改修資金貸付金元利収入1万2,000円の減額でお願いしております。事業の増減額は、それぞれ償還見込みによるものでございます。

10ページをお願いします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費25万円の増額は、決定によるものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すいません。192万6,000円のその収入といいますか、入ってきたということなんですけれど、私の記憶している限りでは、この住宅新築貸付けというのは、ほとんど何か事務費というものが上がっていたようなんですけれど、今回こういう、その、たくさん入ってきたといいますか、これは貸し付けていたお金が入ったのかなと。そしたら、今までとは違う回収方法なんかが、何か改めてやられたのかなと思って。どういうふうにやられたんですかね。何もしなくても、その、自然に入ってきたんですかね。

○議長（原中 政廣君） 秦課長。

○税務課長（秦 俊一君） 御質問にお答えします。

特段ですね、今年度に限って変わった徴収方法とかはやったあれはございません。まあ、通常どおりですね、定期的にお支払いされる方、またはその御相談によってですね、お支払われる方、そういう方の収入でございます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。——ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決します。お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号令和2年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第11. 承認第7号

○議長（原中 政廣君） 承認第7号令和2年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書38ページ、承認第7号令和2年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）について御説明いたします。

理由といたしまして、土地取得特別会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。予算書ホルダーの③の予算書をお願いいたします。

補正予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,050万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2万9,000円に定めたものでございます。

7ページをお開きください。

令和2年度は財産の取得等がございませんでしたので、歳入の2款1項1目土地開発基金繰入金1,050万円の減、8ページの歳出、2款1項1目公有財産取得事業費1,050万円の減と、歳入歳出ともに同額を減額し、予算の整理を行うものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すいません。私、あれなんですけれど、この1,050万を基金を取り崩して土地を買うつもりだったけれど、結局この土地を買わなかったの、また元に戻すと、そういうふうに理解しているんですけど、この土地は、これからですね、もう買う予定がもう全然ないわけなんです。

○議長（原中 政廣君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 当初組んでいたときからですね、もともと具体的な案件はございませんでした。何かあった場合に備えて予算を組んでおりましたけれども、何もございませんでしたので、使わなかった分を減額しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第7号を採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号令和2年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第12. 承認第8号

○議長（原中 政廣君） 承認第8号令和2年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 議案書の39ページをお願いいたします。

承認第8号について御説明申し上げます。

本承認は、令和2年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第2号）についてござい

ます。

本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分をさせていただきますので、同条第3項の規定により、これを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。予算書ホルダーの⑤の予算書をお願いいたします。

予算書の2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,875万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,486万8,000円に定めたものでございます。

補正の内容について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税199万7,000円の減額は、見込みによるものでございます。

8ページをお願いいたします。

1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税24万4,000円の増額は、見込みによるものでございます。

9ページをお願いいたします。

3款1項1目督促手数料1万8,000円の増額は、見込みによるものでございます。

10ページをお願いいたします。

4款1項1目災害臨時特例補助金126万3,000円の増額は、決定によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

5款1項1目保険給付費等交付金1億8,878万1,000円の減額は、見込みによるものでございます。

12ページをお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金158万5,000円の減額は、決定によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

8款1項1目延滞金208万5,000円の増額は、見込みによるものでございます。

15ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は1億7,215万5,000円の減額、2目退職被保険者等療養給付費は118万5,000円の減額、3目一般被保険者療養費170万1,000円の

減額は、いずれも見込みによるものでございます。

16ページをお願いいたします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費2,056万円の減額は、見込みによるものでございます。

17ページをお願いいたします。

2款4項1目出産育児一時金337万6,000円の減額は、見込みによるものでございます。令和2年度の支払件数は10件となっております。

21ページをお願いいたします。

5款2項1目特定健康診査等事業費477万6,000円の減額は、決定によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

9款1項1目国民健康保険給付費等支払準備基金積立金は、歳入と歳出の整理を行ったところ、歳入余剰の見込みが立ちましたので、1,500万円を基金に積立てをしております。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません。この案件にはですね、保険給付費が1億9,897万7,000円減額になっております。それとあと一つ、特定健診も減っております。この減った理由をお尋ねします。

あと一つ、ここで、10ページにですね、何か、災害臨時特例補助金というのが上がっておりますけれど、これは何名分が計上されているんですか。これは、国から補助が来ているわけでしょう。国庫支出金ということで。これ私調べたら、福島原発の関係みたいですけど、何か、何人ぐらいですね、見えて、どういうあれなんかなど。よく分からないから、そこのところをちょっとお話してください。

○議長（原中 政廣君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 御質問にお答えいたします。保険給付費等ですね、交付金でございますが、この減額の理由につきましては、この医療費について、医療の療養の給付費の補填が主なものになっておりますが、実際給付費の推移としましては、例年と変わらない状況でございます。これにつきましてはですね、歳出額と予算額、ここの整理をしたものになります。その部分で減額の見込みとさせていただいております。

次に、すみません、特定健康診査等の事業費477万6,000円の減額でございますが、こ

ちらについてはですね、委託料の減額というところで、1,340人分で予算を組んでおったところでございますが、実質1,003人というところで、受診者数の減が主なものでございます。

それと、最後にですね、4款災害臨時特例補助金、こちらの分ですが、こちらについてはですね、コロナ関係の罹患によって国保税の減免、これを補填するものでございます。福島の方の分とかいうものではなくて、コロナの国保税の減免の補填分ということになっております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（8番 下川 康弘君） はい。1つだけ教えてください。

このですね、出産育児金が337万6,000円減額になっております。令和2年が10件だということで、今1件幾らで、これは何人分が減額になったか教えてください。

○議長（原中 政廣君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） お答えします。

1件ですね、42万円となっております。ここで当初の予算は——すみません。すみません、ちょっと当初予算の数字は、何人分というのは、ちょっと把握しておりませんので、後ほど御回答させていただければと思います。

○議員（8番 下川 康弘君） はい、はい。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○議員（8番 下川 康弘君） はい、結構です。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第8号を採決します。お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号令和2年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第2号）の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

日程第13. 承認第9号

○議長（原中 政廣君） 承認第9号令和2年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 議案書の40ページをお願いいたします。

承認第9号について御説明申し上げます。

本承認は、令和2年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）についてでございます。

本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分をさせていただきますので、同条第3項の規定により、これを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。予算書ホルダーの⑤の予算書お願いいたします。

予算書2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ178万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億475万5,000円に定めたものでございます。

補正の内容について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款1項2目保険基盤安定繰入金178万1,000円の減額は、決定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金178万1,000円の減額は、決定によるものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第9号を採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号令和2年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第14. 承認第10号

○議長（原中 政廣君） 承認第10号令和2年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。山本水道課長。

○水道課長（山本 博君） 承認第10号令和2年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第2号）について御説明いたします。

議案書41ページをお開きください。

提案理由は、水道事業会計予算の最終補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

別紙の桂川町水道事業会計補正予算書にて説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

第2条は、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち、支出におきまして水道事業費用を235万9,000円増額し、補正後の額を2億1,763万2,000円に定めようとするものでございます。

内容につきましては、4ページからの補正予算説明書にて御説明させていただきます。

4ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出におきまして、1款1項2目配水及び給水費2万8,000円の増額は、配水管等修繕材料費、同じく、5目減価償却費69万3,000円の増額は、浄水場内ポンプなどの有形固定資産減価償却費、同じく、6目固定資産除却費163万8,000円の増額は、浄水場内のポンプなどの固定資産除却費の確定によるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上は、御承認賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありま

せんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すいません、今、固定資産除却費ということで163万8,000円にすると、そういうふうに聞きました。この163万8,000円というのは、資産台帳からもう消えてなくなるわけですね、ゼロになるわけですね。

○議長（原中 政廣君） 山本課長。

○水道課長（山本 博君） 御推察のとおりでございます。

○議員（6番 吉川紀代子君） ありがとうございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第10号を採決します。お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第10号令和2年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定いたしました。

日程第15. 議案第21号

○議長（原中 政廣君） 議案第21号桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。北原住民課長。

○住民課長（北原 義識君） 議案書の42ページをお願いいたします。

議案第21号桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由ではございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、桂川町手数料徴収条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の改正は、法改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行す

る者として明確化され、発行に係る事務に関し同機構が定める額の手数料を徴収することができるものとしたことにより、桂川町手数料徴収条例中におけるマイナンバーカードの再交付手数料を定めた規定が不要となることから、マイナンバー通知カードの再交付手数料と併せ、これを別表より削除するものでございます。

改正内容について御説明申し上げます。

議案書の43ページをお願いいたします。

桂川町手数料徴収条例別表（第2条関係）、10の項に定められているマイナンバーカードの再発行に係る手数料及び11の項に定められている通知カードの再発行に係る手数料の規定について、これらを削除し、12の項以降を2項ずつ繰り上げて整理するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、議案書44ページのとおりとなります。

また、附則でございますが、この条例は、関係法令が令和3年9月1日から施行されることから、同日にて施行するものでございます。

以上、簡略ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第21号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時より再開いたします。暫時休憩。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（原中 政廣君） それでは、会議を開きます。

承認第8号令和2年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第2号）について、下川議員から先ほど質疑がありました出産育児一時金の人数が分かりましたので、報告させます。永松保険環境課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 人数と御報告をさせていただきます。

出産育児一時金ですね、42万円掛ける20人分に加えまして、あと福岡県の国民健康保険団体連合会審査手数料ですね、審査の委託料、こちらを5,000円計上しておりますので、合わせまして840万5,000円の当初予算の計上となっております。

以上でございます。

○議員（8番 下川 康弘君） はい、分かりました。

日程第16. 議案第22号

○議長（原中 政廣君） 議案第22号令和3年度桂川町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書45ページ。

議案第22号令和3年度桂川町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

本議案は、令和3年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

予算書フォルダーのほうの⑦の予算書をお開きください。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,843万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億9,710万4,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお開きください。

ここから歳入について御説明いたします。

11款1項1目地方交付税3,062万6,000円の追加は、普通交付税での財源調整によるものでございます。

次に8ページ。

15款2項2目民生費国庫補助金1,423万7,000円の追加は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費国庫補助金1,140万円と同事務費国庫補助金283万7,000円の追加計上。

4目土木費国庫補助金80万円の追加は、社会資本整備総合交付金地域住宅計画事業の追加計上。

5目教育費国庫補助金160万円の追加は、学校保健特別対策事業費国庫補助金の追加計上でございます。

次の9ページ。

16款2項5目農林水産業費県補助金77万2,000円の追加は、畜産振興総合対策事業費県補助金の追加計上。

6目土木費県補助金40万円の追加は、ブロック塀等撤去促進事業費県補助金の追加計上でございます。

次の10ページから歳出でございます。

2款総務費1項6目企画費は、総額の変更はございませんが、ふるさと応援寄附金の返礼品に係る受注、発送業務の見直しにより、委託料から記念品費に200万円それぞれ組替えをしております。

次に、11ページ。

3款民生費1項1目社会福祉総務費450万9,000円の追加は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて実施しております桂川町新型コロナウイルス感染症緊急支援対策事業の一つであります罹患者見舞金につきまして、罹患者数の急増に対応するため事務費とともに追加計上しております。

12ページ。

2項1目児童福祉総務費3万3,000円の追加は、吉隈保育所民営化選定委員報酬及び費用弁償の追加計上。

7目子育て世帯生活支援特別給付金給付費1,538万7,000円の追加は、国の100%補助を受け、低所得のひとり親世帯や子育て世帯に対し、児童お1人当たり5万円を給付するもので、その給付費と給付に係る事務費を追加計上しております。

次に、14ページ。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費1,509万7,000円の追加は、桂川町新型コロナウイルス感染症緊急支援対策の新たな事業といたしまして、町内在住または町内勤務の医療従事者等に対し、お1人当たり3万円給付する医療機関従事者等応援金を事務費とともに追加計上しております。

次に、15ページ。

6款農林水産業費1項5目畜産業費77万2,000円の追加は、県からのトンネル補助であります福岡の畜産競争力強化対策事業補助金の追加計上。

16ページ。

2項2目林業振興費80万円の追加は、森林環境譲与税を財源に実施する森林所有者意向調査委託料の追加計上でございます。

次に、17ページ。

8款土木費1項1目土木総務費424万9,000円の追加は、常時勤務会計年度任用職員1名分の人件費とブロック塀等撤去費補助金10件分160万円の追加でございます。

次に、18ページ。

10款教育費1項2目事務局費40万9,000円の追加は、短時間勤務会計年度任用職員の人件費等の追加計上。

19ページ。

2項の桂川小学校費365万8,000円の追加は、歳入で触れました学校保健特別対策事業費国庫補助金を受けて実施します新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品31万3,000円、備品購入費110万7,000円、感染症対策教育補助金18万2,000円のほか、電話機賃借料13万9,000円や、一人一台タブレット端末の運用に係る学習支援ソフト端末設定業務委託料55万円、使用料136万7,000円の追加計上でございます。

20ページ。

3項桂川東小学校費155万5,000円の追加。

21ページ。

4項桂川中学校費201万6,000円の追加は、桂川小学校費のコロナ対策及びタブレット端末費と同様でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 16ページ。林業費と林業振興費の委託料が出てきています。森林所有者意向調査委託料80万円。これはどこに委託する予定なんでしょうか。どのような内容だか教えてください。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 議員の御質問にお答えいたします。

まず、委託先につきましては、森林組合のほうに委託する予定でございます。

2点目、どんな内容かということで、まず、森林所有者に対して、お持ちの森林についてどのような管理を今後していきますかという内容でございます。

これの意向調査に基づいて、森林の環境整備、荒廃森林の対策等、そういったものにつなげていくという事前の調査でございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○議員（3番 柴田 正彦君） はい。

○議長（原中 政廣君） ほかに。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 10ページにですね、委託料から交渉費に何か2,000円となっている。これは科目が変わったというふうに理解しておりますけれど、そしてあと1つは、ふるさと応援業務委託料が記念品費になっている、何を記念、何のための記念なのかよく分からない。そのことの説明と、あと1つは、ちょっと待ってくださいね、11ページに扶助費として450万、罹患者見舞金と書いてあります。この罹患者見舞金というのは、コロナの罹患者なの

かなと。コロナの罹患者であるならば、よく桂川町でどんな人がどこにどういう、陽性とされた人が大体把握しているのかと言ったら、分からないと言っておられるけど、分からない人に対して罹患者見舞金はどうやって渡すのかなと思います。そのところ説明をお願いします。

○議長（原中 政廣君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 私のほうから10ページの記念品費とふるさと応援寄附業務委託料の組替えの件について御説明いたします。

まず、この記念品というのは、ふるさと応援寄附、いわゆる、ふるさと納税をしていただいた方に、ふるさと納税に対する返礼品ですね、返礼品代が記念品費ということになっております。そして、業務委託料からの組替えにつきましては、今まで業務委託で一括で受注とか発注とかしてたんですけれども、今度は、提供していただいたシステムを使って、今度自前で管理することにしたので、その関係で組替えをしているところでございます。

10ページの件は、以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 16ページの御質問にお答えいたします。

罹患者見舞金につきましては、今、ホームページ等でお知らせをさせていただいております。対象者の方につきましては、本町では把握はできておりませんので、御本人さんからのお問い合わせ、電話等でお問い合わせがっておりますので、その際に、申請書それからいろんな証明書等を御説明をさせていただきまして、もし窓口等で、来るのはちょっとという方につきましては、こちらのほうから申請書等をもう郵送させていただいております。そして、必要な書類を返送していただいて、こちらのほうで見舞金の支給の処理をしているところが現状でございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） そしたら、どの人が、どこの、誰が陽性となっているか分からないけれど、こういうことがありますよと、こういう制度がありますよということを知らせて、そして本人がそれを見て気がついた人が申請するわけなんですね。気がつかない人は、そのまま漏れていくちゅうことなのですね。そうですね。

○議長（原中 政廣君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 御質問にお答えいたします。

ホームページ等ですね、とチラシ等でですね、周知はしておりますが、今、気づいた方といますか、罹患された方については、随時、お問合せを頂ければこちらのほうで対応している状況でございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（8番 下川 康弘君） 関連ですが、その罹患者に対して1人お幾らの見舞金を出す予定
なんでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 御質問にお答えいたします。

お一人10万円を見舞金として給付しております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会の各常任委員会に付託いたします。

日程第17. 議案第23号

○議長（原中 政廣君） 議案第23号令和3年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 議案書の46ページをお願いいたします。

議案第23号令和3年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度桂川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

補正予算書、⑧の補正予算書をお願いいたします。

補正予算書2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,646万1,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金は、国民健康保険被保険者に対する新型コロナウイルス感染症傷病手当金の給付に伴う国からの財政支援措置として40万円の追加計上でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款6項1目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症傷病手当金として10名分、40万円の追加計上でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第23号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第18. 報告第2号

○議長（原中 政廣君） 報告第2号町営住宅建物明け渡し等に係る訴えの提起についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議案書47ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分について説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年4月30日付で専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。

次の48ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

事件名は、「建物明け渡し等請求事件」です。

訴訟の相手方は、平成8年12月27日から町営住宅1戸を賃貸契約しております。

訴えの概要について。

当該相手方は、町の履行請求にも応じず、訴えの概要として記載しております期間について賃料を支払わなかったため、町は、当該相手方に対し、当該賃貸借契約を解除し、建物の明渡し及び未払い賃料合計金56万5,000円、訴状送達の日翌日から明渡し済みまでの月額9,200円の割合による賃料相当損害金の支払いを求める訴えの提起を行うものです。

訴訟遂行の方針として、判決の結果、必要がある場合は上訴いたします。訴訟において、必要

があるときは相当と認める条件で和解をするものです。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わらせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 細かい質問の前に、最初にちょっと確認したいんですが。要するに56万5,000円を払えない人がおって、この人は何で払えないのかが分からない。生活のためこの方は何らかの理由がある、けがとかなんとか、そういうことで払えないならば取っちゃんかんとしますし、何の理由もないで確信犯的に払わないとなれば、これは町税が入らないということですから、これはもうおかしい。どういう方なのかなというのをまずお聞きしてその後の質問に入りたい。

お願いします。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） ただいまの御質問でございますけれども、この専決処分書の48ページのほうに記載しております平成25年6月分からの滞納が発生しているところでございます。町営住宅条例の中にも、まず、月末にこういった家賃の支払いを行っていただくんですけども、これが20日間行われない場合は、督促状を送付するようにいたしております。そういった状況の中で、3か月そういった支払いがない場合は催告状等を行い、そういった対応に応じていただいて分納誓約書という形の、そういった滞納金を分割してお支払いしますというような誓約書を結ぶわけですけども、こういった誓約書を守っていただけなかったと、こういった状況が長年、長年というか複数回続いて、最終的には、こういった分納誓約書を守っていただけないという状況を踏まえて、最終通告書を届けて今回の明渡しの請求に至ったということでございます。

町営住宅の家賃については、所得等も勘案した、こういった家賃が設定されておりますので、そういった状況を踏まえて、お支払いいただけなかったということで今回の訴えの提起に至っておるところでございます。

入居者については、独り暮らしという形で現在入居されてある状況でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 言いたいのは、払える状況にあるのかないのかの確認です。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 払える状況というところですけども、町としては、そういう分納誓約書を交わして、本人さんの確認の下に、そういった誓約書を交わしていると、こういった状況を守られないというところとで、こういう手法に及んでるという状況でございますので、ち

よっと、払える状況にないというところの、ちょっと、判断については、ちょっとお答えできないというふうに思います。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） そこがないならばやるべきじゃないとは思ってるんですがね、まず、僕は。

分納するという時点において、本人はそこ意識があったということですよね。払える状況にあると町は見てるんですね。そこが分からない。

○議長（原中 政廣君） はい。

○建設事業課長（原中 康君） 毎年、家賃を決定するに当たっては、所得の確認をさせていただいております。そういう、所得に応じた家賃を請求という形を行っておりますので、そういった状況では、それに応じていただくというところが手続になろうかと思えます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） はっきり言いにくいのは分かります。大体分かりました。

では、具体的にちょっと質問させていただきたいんですが、まず、月額9,200円の割合による賃貸相当損害料という月額9,200円、これはどこから出てきたのかというのがまず1つ。

続けたほうがいいですか、一つ一つがいいですか。

○議長（原中 政廣君） もう一括でお願いします。

○議員（3番 柴田 正彦君） それから、賃貸契約書を結ばれておると思うんですが、その中に延滞金の記載、それが本当にあるのかどうか、された時点であったのかどうか。

4点目、これ、訴訟ということは、弁護士使うんだらうと思うんですけど、その弁護士の費用はどのようにするのか。

5点目、訴訟において必要があるときは、相当と認める条件で和解する。相当と認める条件というのはどういう条件なんですか。

次に、現在、これは専決処分して、こう、やったんでしょ、この後どうなってるんですか。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 一番初めの質問の9,200円ですけれども、これはもう現状の月額家賃という形になります。

○議員（3番 柴田 正彦君） 家賃ですね。

○建設事業課長（原中 康君） はい。これについては、訴状が相手方に届いた日から、当然、桂川町としては、これ、明渡しの請求をしてるわけですから、この間の家賃はもう本人さんは明渡しに応じていただきたいということですので、応じていただけない期間、この相当日割計算に

よる損害金を請求するという内容でございます。

2番目の延滞金についてでございますけれども、延滞金についてはですね、今回の請求の中には含めておりません。3番目に、和解について相当と認める条件ということでございますけれども、今まで分納誓約書による、こういった分割払いによって入居を継続していただいたわけなんですけれども、こういった状況が複数回にわたって守られてないというところで、今回、もう、相当と認める条件、明渡しを取り下げる条件としては、この全額をお支払いいただくということになろうかというに思います。

この後についてですけれども、今、この訴えの提起を専決処分させていただいて町のほうとしては、法律事務所のほうにこの訴えの提起についての委託を行っております。その弁護士の委託料につきましては、消費税込みで11万円という形をお願いしてるところでございます。この、今、これが地方裁判所の飯塚支部のほうに提出されてですね、この後、判決という形で、裁判者のほうでこの訴状に対する判決が下されるということで、その経過の中で和解の可能性があったりするという状況で、今のところ、そういった判決を待つという状況でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） うまく和解になっていけたらなと思いますけどですね。

ちょっと1つ漏れているのが延滞金ということが、契約書の中にあるのか、もともと、もともとあるのかもともとないのか、そういった、あっ、取らんからいいんだけど。今回取らんわけですよ、延滞金はね。だからそこは、逆に、ある意味要るのかなとちょっと思う。僕、税金払い忘れたときに、意図じゃないんですよ、取られたことがあるんですけど。しょうがねえやと思いましたが、相手の状況も当然あるんですけどね。その辺も契約の中できっちり、あるかないか分からんけど、しとからんかなとは、ちょっと思いました。

以上です。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかにありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すいません、重複するかも分かりませんが、二、三お聞きしたいと思います。

この文書の中に、「町の履行請求にも応じず」と書いてあります。この、町の履行請求というのは、その契約に基づいて、それは、賃借人が履行してないと、約束違反だということでこういうことになったと思うんですけど、その約束違反のは、家賃を滞納していたということです。しかし、その後にですね、これに至るには、やはり、ここ、何か書いてありますけど、何回か請求しておられると思うんですけど、文面による請求は当然ですけど、やはり、その方と会って、なぜ払えないのかと。そして、そのことに対して本人が払えない理由、そんなんは、どういうふうなことを言われましたか。

先ほどから言っていたら、収入はあると、払える条件だと、そういうふうに町は理解しておられるようですけれど、やはり実際にお金は、家賃を払わなかったという、払わなかったというよりは、払えなかった。やっぱり、それが、何かがあると思うんですよね。そこにやっぱり寄り添うべきであると思います。いとも簡単に書面でもって、こういうことで違反だから切り捨てるということじゃなくて、何回も足を運んでそうしてその人に寄り添うて、何が払えないんだろうと。そういうことで、何回も履行請求にしたんだけど応じないというのは、書面だけですか。話し合ったんですか、何回話し合ったんですか。その方はどういうふうな払えない理由をおっしゃいましたか。答えてください。

○議長（原中 政廣君） ちょっと暫時休憩します。

午後 1 時 31 分休憩

午後 1 時 31 分再開

○議長（原中 政廣君） 再開いたします。

原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 吉川議員の御質問された「どのような理由でお支払いができない」ということについて、訴状のほうにも記載しておりますように、平成 25 年度からスタートしまして、今、7 年、8 年目が経過しているような状況でございます。この間、分納誓約という、この滞納金額を完済出来得るこういった分納誓約を結んでいただいて、その分納の金額をお支払いしていただく誓約書を結んで、それに基づいて桂川町としてはお支払いいただくことを続けてまいりました。

しかしながら、ここで、8 年間たっても、ちょっとこういった分納の誓約というのは、ちょっと守られなかったということで、現状、こういう訴状の状況に至ったわけですがけれども、細かいですね、こういった、なぜ支払いできないのか、こういった家賃等の支出が、本人さんが対応できないのかという、ちょっと詳しいところまでは、ちょっと私のほうでは存じ上げておりません。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6 番 吉川紀代子君） 個人的なことだというので、その向こうが返納できない、家賃を払えないという理由は答えられないということなんですけれど、この長い年月ですね、随分と長い間と思うんですけど、何回ですね、この本人と話し合われたんですか。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） すみません、ちょっと何回という回数はずいぶん、私も今のところお答えができないところでございます。

○議長（原中 政廣君） はい、吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 何回か分からないほどたくさん話し合っただけですよね。そういうふうに理解していいんですかね。数え切れないほど話し合っただけです、直接ね。そういうふうに善意に理解しますけれど。

あと一つはですね、あと一つで、まだ何件かありますけれど、2番目のほうにこの訴状送達の日から明渡しの日まで月額9,200円、これは、56万5,000円プラス9,200円ずつ、これが決まるまでもらうわけですよ。56万5,000円、今まで払えなかった人にですよ、また新たにこういうふうにしたらですよ、払えなくなるじゃないですか。どんどんどんどん積み重なっていくじゃないですか。それは何か、ちょっと、どういうふうに話すのかな。

それで、最後ら辺にあるのが、何ていうんですか、必要あるときは相当と認める条件で和解するということは、お互いにその、裁判をしている間に、もうこれ以上はだめだと役所のほうが決めたときには、56万5,000円、極端な話が、半額でいいよとか、そういうふうに和解ができたときということなんですね。そうしたときには、もう、それは、あとはもう、雑損で落とすか何か、そういうふうにするというような意味合いですね。

そしてあと一つですね、必要がある場合は上訴するとありますけれど、これは最初の裁判で敗訴した場合には控訴するということですね。控訴して、控訴して、やって、控訴して、それでもあれして向こうの人と——私、裁判ってよく分かんないけど——して、こちらで向こうがこのぐらいだったら払えるからと、そういう条件が来たときには話し合っただけで、そこで、手を打つといいますか、そういうふうになるということなんですね。そういうことなんですね。ここへ書いてあるでしょう。「必要があるときは相当と認める条件で和解する」と。そういうことなんですね。何年かかるか分からないけど、その間ずっと9,200円はこの56万5,000円にずっと加算されていくわけでしょう。その間、家から追い出さないわけですよ。団地から追い出されたいけないですよ。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） この訴状の内容には、3つの内容が含まれておるんですけども、1つは明渡し請求、町営住宅の賃貸を解除するという内容と、今までの滞納金額を払っていただくという請求、それと、今、訴状が届いた日から退去されるまでの期間の日割りというところの3つの内容が入っております。

ただ、第一義的には、家賃を払っていただけない状況の中で、町営住宅の契約がこれ以上は継続できないというところで、町営住宅の契約については解除して明渡しをしていただくということが主になってくるというふうに思います。

○議長（原中 政廣君） これは、吉川議員、これ、報告ですから、ある程度で、これでいろんな問題点があるのであれば、あと一般質問とか何とかいう形の中でできますので……

○議員（6番 吉川紀代子君） あ、そうですか。あと1点です。

○議長（原中 政廣君） そこら辺は……。はい、ラストですよ。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） この方は、結局、明渡しということは、出ていってもらおうということですね。まあ、どうやって生活……。

○議長（原中 政廣君） 町長。

○町長（井上 利一君） 私のほうからお答えしたいと思います。

基本的に、ちょっと誤解があるようではございますけれども、56万5,000円の金額というのは、これは確定した、滞納額で確定しています。で、裁判になったとしても、続いていくわけです。

要するに、まだ解決せずにそのまま住宅におられるわけですね、この方は。だから、その方について月額9,200円、だからもともと9,200円の家賃があるわけですよ。

それが、裁判が長引けばその分はプラスしていきますよということなんですよね。だから、そこはちょっと誤解のないようにお願いしたいと思います。

それから、私が聞いているのは、やっぱり、正直言って、これは裁判の中で明らかになると思いますけれども、支払う能力があるのに支払われていない、そういう実態のようなものが、担当者も、接触する中で感じているわけです。そしてまた、分納しましょうという約束を交わしてもそれが実行されない、そういう状態が続いてきたということがあります。

この方に対して、明渡しの請求をするわけではございますけれども、町としては、やっぱり、きちんと家賃を納めてある方がほとんどなんです、で、このままこの状態で放置しておくというのが、これはやっぱりよくないと。これはよその自治体でも同じことです。

そういう中で、今回、桂川町にとっては初めてではありますけれども、こうした提起をすることによって、そこら辺の整理をしていきたいということです。

私自身も、正直言って、裁判がどのような形に行くのかは、それは承知しておりません。

ただ、委託しています、その弁護士さんとの協議の中で、また事態に応じて対応していくということになると思います。

○議長（原中 政廣君） 報告第2号町営住宅建物明け渡し等に係る訴えの提起についてを終わります。

日程第19. 報告第3号

○議長（原中 政廣君） 報告第3号令和2年度桂川町継続費繰越計算書について、議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書49ページ、報告第3号令和2年度桂川町継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙関係書類をもって御報告するものでございます。

次の50ページをお開きください。

令和2年度桂川町継続費繰越計算書でございます。

8款3項都市計画費の桂川駅自由通路等整備事業につきまして、令和2年度継続費予算現額8億661万1,402円から、令和2年度支出済額8億20万1,501円を差し引きました残額640万9,901円を令和3年度に逓次繰越ししております。

なお、その財源内訳は、繰越金401万3,901円、国庫補助金189万6,000円、地方債50万円となっております。

以上、簡略な説明でございますが、御報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号令和2年度桂川町継続費繰越計算書についてを終わります。

日程第20. 報告第4号

○議長（原中 政廣君） 報告第4号令和2年度桂川町繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書51ページ、報告第4号令和2年度桂川町繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙関係書類をもって御報告するものでございます。

次の52ページをお開きください。

令和2年度桂川町繰越明許費繰越計算書でございます。

2款1項総務管理費の新型コロナウイルス感染症対策消耗品配備事業、4款1項保健衛生費の新型コロナワクチン接種体制確保事業及び高齢者等PCR等検査事業、6款1項農業費のため池ハザードマップ作成事業、10款1項教育総務費の学校施設環境改善交付金事業事務費、10款2項桂川小学校費の桂川小学校校舎体育館外壁等改修事業、10款6項学校教育費の共同調理場空調設備改修事業、以上の7事業につきまして、繰越限度額2億4,201万6,000円のうち、

2億4,201万5,434円を令和3年度に明許繰越ししております。

なお、その財源内訳は、国県支出金7,815万5,434円、地方債1億6,210万円、一般財源176万円となっております。

以上、簡略な説明でございますが、御報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません、あの、この中に、高齢者等PCR検査事業ということで89万1,000円ですか、上がっておりますけれど、これは、何ともない人がPCR検査を受けたいと言ったときに、何か助成があるんですかね。何か、前、2万円で6,000円助成するのかなんとかって、もうあれは終わったのかなと思ってたんですけど、そのことですかね。また、新たなあれですかね。

○議長（原中 政廣君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 御質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、2月からしております高齢者のPCR検査の無症状の方に対する助成の分につきまして、国のほうもこの事業につきまして、継続していくということが出されましたので、本町においてもこれを継続して行っていくと、同様の内容で行っておるところでございます。以上です。

○議長（原中 政廣君） はい、よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） ごめんなさい、よく聞こえなかったんですけど、前のとの継続という、そうなっているんですね。そしたら、何か、6,000円補助してくれるんやったら6,000円出すんだったかよく分からないけれど、どうもないでも病院に行ってPCR検査を受けたときに助成をしてもらえるんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）2万円だけど2万円出さなくていいわけですね。あつ。ありがとうございます。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

報告第3号令和2年度桂川町繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

○議長（原中 政廣君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時46分散会
